

T A A F N E W S

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-6-4東照ビル5階(協会事務局・事務所登録センター) 9階(協会分室)

協会事務局 TEL 03-5339-8288 FAX 03-3345-0150 登録センター TEL 03-5339-3337 FAX 03-3345-0150

協会分室 TEL 03-6431-8420 FAX 03-3348-2350

2015年4月27日 NO.244

★ (法定講習) 改正建築士法に伴う「建築士定期講習」のご案内

平成20年11月改正建築士法に基づく、定期講習についてのご案内です。建築士事務所に所属する建築士の方は、定期講習の3年毎の受講が義務付けられています。(24年度受講→27年度中受講義務)

◇ 受講申込み関係の書類の配布(配布場所 東照ビル5階 協会事務局)

受付中～5月8日(金)まで(土日祝除く)午前9時30分～午後4時30分

※ 建築技術教育普及センター又は本会WEBサイトから、申込用紙のダウンロードが出来ます。

◇ 受講申込書受付について(郵送受付のみと致します)

受付中～5月8日(金) (5月8日 当日消印有効)

送付先 〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4東照ビル5階 東京都建築士事務所協会 講習会係宛

受講申込は簡易書留で協会事務局までお送りください。(協会持参は受付不可です)

受領内容を確認の上、後日本会より受講券を郵送でお送り致します。

◇ 講習日 6月25日(木) あいおいニッセイ同和損保新宿ホール(会場コード2F-51)

渋谷区代々木3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル ◇受講料: 12,960円

なお本会会員特典として、会費徴集時に3,000円 相殺します。

※詳細は建築技術教育普及センター、または本会のホームページをご覧ください。

★ (法定講習) 改正建築士法に伴う「管理建築士講習」のご案内

平成20年11月改正建築士法に基づく、建築士定期講習のついてのご案内です。建築士法施行後は管理建築士講習を受講修了済の建築士でなければ管理建築士になることはできません。

◇ 受講申込み関係の書類の配布(配布場所 東照ビル5階 協会事務局)

受付中～4月30日(木) (土日祝を除く)午前9時30分～午後4時30分

※ または、建築技術教育普及センターWEBサイトから、申込用紙のダウンロードが出来ます。

◇ 受講申込書受付について(郵送受付のみと致します)

受付中～4月30日(木) (4月30日 当日消印有効)

送付先 〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5階 東京都建築士事務所協会 講習会係宛

受講申込は簡易書留で協会事務局までお送りください。(協会持参は受付不可です)

受領内容を確認の上、後日本会より受講券を郵送でお送り致します。

◇ 講習日 5月18日(月) 中野サンプラザ 研修室10(会場コード2F-01)

所在地 中野区中野4-1-1 中野サンプラザ7階 ◇受講料: 16,200円

※詳細は建築技術教育普及センター、または協会のホームページをご覧ください。

★ 建築士事務所の変更手続きについてのごお願い

本会登録センターで建築士事務所登録等の業務を行っておりますが、法に基づく事務所登録変更手続きと本会会員の変更手続きは別々に必要となります。会員の皆様には、建築士事務所登録の変更をされる際には、必ず本会事務局へ正会員事項変更届をご提出下さい。なお正会員事項変更の内(名称・所在地・開設者・管理建築士等の変更)の場合は、建築士事務所登録の変更手続きも、本会の登録センターにて同時に行って頂きますようあわせてお願い致します。

★ 会員向け法律相談の実施について

本会では、正会員向けに弁護士による法律相談を行っております。ぜひご活用下さい。このたび建築士事務所の行政処分に関する法律相談についても、会員委員会で方針をまとめております。内容の詳細はコア東京2月号にてご案内チラシをお送りしておりますが、ご不明の方は本会よりフタリ等でお送り致しますので、お知らせ下さい。

★ 東京とみん銀行 本会との住宅ローン優遇協定について

東京とみん銀行では、東京都建築士事務所協会の会員が、設計、工事監理をした住宅であれば不動産購入資金、住宅建設資金に係るローンの融資利率が通常よりも、1.5%引下げられます。詳細につきましては、東京とみん銀行 ローンプラザ新宿までお問合せ下さい。

東京とみん銀行 ローンプラザ新宿 新宿区西新宿7-10-7 加賀屋ビル5階

問合せ電話: 0120-103-206までお願い致します。

★ **改正建築士法の施行について**

改正建築士法の施行日は、平成27年6月25日 概要は次の通りです。

- 1 延面積300㎡超建築物の設計等の書面契約義務化 2 業務報酬基準に準拠した契約締結の努力義務化
 - 3 設計等業務の無登録禁止の徹底（技術的助言） 4 建築主からの求めの応じた免許証提示の義務化
- 詳細は、日事連ホームページをご参照下さい（www.njr.or.jp）

★ **建築三会による建築士・建築士事務所のための改正建築士法講習会**

建築士法改正の経緯と意義・建築士法の改正内容・改正建築士法による設計受託契約等のポイントを中心に開催します。その内本会開催分は次の通りです。

開催日：6月4日（木）13時30分～16時35分（受付13時～）

会場：千代田区立内幸町ホール（定員：180名）千代田区内幸町1-5-1

受講料：本会正会員 4,300円（テキスト代と消費税を含みます）テキストは下記二種類です。

（仮称）改正建築士法講習会テキスト・（仮称）改正建築士法による設計受託契約等のポイント

申込方法：本会HPに掲載予定の申込書に必要事項を記入しFAXでお申込下さい。受講料は申込書の本会に送付後、所定の口座に振込をお願い致します。

詳細は、本会ホームページに掲載のご案内をご覧ください。

★ **平成28年度 国家予算及び税制・東京都予算等への要望書への意見募集（情報委員会）**

例年9月～10月に行っている標記予算等に関する要望書の内容について、今年も会員の皆様からの意見を頂きたくご案内を致しました。

意見内容は①予算、税制に関すること ②法令（告示・要綱・規則等）に関すること

③確認申請等をはじめ行政庁の行う背策に関すること

④建築設計事務所の業務上、改善を望むこと など です。

会誌コア東京(3月号・4月号)に同封した回答フォームをご利用の上、下記までお送り下さい。

FAX：03-3345-0150 あるいは、メール jimu7@taaf.or.jp

皆様から頂いた要望事項は情報委員会ならびに理事会で、要望の内容や提出先、方法等を検討ししかるべき方法で要望してまいります。

★ **日事連建築賞 作品募集のお知らせ**

募集対象 平成24年4月1日～平成26年3月31日までに竣工したもの

応募部門 一般建築部門：延面積1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物

小規模建築部門：延面積1,000㎡以下の建築物（戸建住宅を含む）

応募期間 受付中～5月8日（金）まで

応募作品 1建築士事務所につき一般部門、小規模建築部門いずれか1作品とする。

なお、以下の点にご留意下さい。

①応募にあたり、募集要項に記載されている事項を含めて、建築主の了解を得て下さい。

②東京都建築士事務所協会への提出締切日は5月8日（金）です。

③パネルはA1判縦長サイズで作成して下さい。パネルには設計意図、配置図、平面図（縮尺は適宜）及び写真を納める。設計意図等は建築作品説明書の概要を400字以内にまとめてください。

また、パネル内に応募する（建築士事務所名）を表示してはいけません。

その他詳細は日事連のホームページ、募集要項をご確認下さい。本会HPからもリンクしています

★ **第88回定時総会について**

開催日 平成27年6月1日（月）（午後1時30分～）京王プラザホテルで開催致します。

総会開催通知・議案書等は5月中旬ごろに正会員の皆様にお送り致します。

また、書面表決・電子表決のご案内もあわせて郵送いたします。

★ **平成27年度主要会議行事予定**

5月18日（月）（法定講習）管理建築士講習 中野サンプラザ 会議室

6月1日（月）第88回定時総会 西新宿京王プラザホテル

6月4日（木）建築三会主催 改正建築士法講習会 千代田区立内幸町ホール

6月25日（木）（法定講習）建築士定期講習 あいおいニッセイ同和損保ホール

★ **東京都建築士事務所協会 本部（事務局・登録センター・分室）の移転について**

本年8月中旬に下記住所へ移転します。移転日など詳細は決まり次第皆様にお知らせします。

（移転先）東京都新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル